

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="344 600 1113 653">6. 設計業務等共通仕様書_共通編</p> <p data-bbox="575 1675 869 1728">令和5年4月</p>	<p data-bbox="1605 600 2368 653">6. 設計業務等共通仕様書_共通編</p> <p data-bbox="1819 1675 2113 1728">令和4年10月</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第2章 設計業務等一般</p> <p>第1214条 土木技術管理規程集の貸与</p> <p>1. 受注者は、委託業務を履行するにあたり、「土木技術管理規程集（兵庫県土木部）（以下、「規程集」という。）」を参照する必要がある場合は、業務着手時の打合せ等において、発注者に対して電子データ（PDF）の貸与を求めること。</p> <p>2. 受注者は、貸与を受けたデータを当該業務履行以外の目的のために複写（複製、転載、磁気データ作成など）及び保存してはならない。また、業務完了後は受注者の責により速やかに貸与を受けたデータを削除し、成果品納入時の打合せにおいてその旨を報告しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、各種基準書・指針等が改定されるなど、規程集を参照するにあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第2章 設計業務等一般</p> <p>(新設)</p>	